

広島県告示第二百六十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山崎病院	広島市東区上温品一丁目二四番九号	平成三二年四月二日	更新
三菱三原病院	三原市糸崎三丁目二番一 号	平成三二年四月二日	更新